

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
13-(1)	各種統計調査の調査項目の省庁横断的把握・類似項目の一本化	府省庁、日本銀行が実施する統計調査について、①調査項目を横断的に把握し、類似項目については、都度データを作成する必要がないように、粒度（必要とされる内訳の細かさ）や範囲（実績値に加え予測値も求められる等）、定義（従業員区分が統計調査ごとに異なる等）を見直すなどして、一本化すること、②省庁横断的に統計調査を連携し、一度提出した項目は記入済みとするなど、ワンスオンリーの考え方を徹底すること、③開示資料で対応できる項目はプロファイリング活動を実施すること、④経済センサスのような基幹統計は調査項目を絞り、ボリュームを抑えることを求める。	府省庁等が実施する統計調査では、類似した項目であっても、粒度、範囲、定義が一致しない場合には、その都度データを作成する必要があり、作業負荷が大きいとともに非効率である。そのため、類似項目の一本化やワンスオンリーの徹底、プロファイリング活動の推進を求めたい。 例えば、費用の金額については、以下4パターンがある。①費用全体、②原価と販管費に分けたもの、③さらに細かな費用に分けたもの、④それ以上に細かい費用に分けたもの（企業側が把握・管理していない場合あり）。開示資料で①、②は対応できると考えられる。 統計改革推進会議「最終取りまとめ」（平成29年5月）で指摘されている、報告者の負担軽減や統計業務・体制の見直し・業務効率化等の観点を踏まえ、取り組みを加速化すべき。	統計法
13-(2)	省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査の統合	平成29年3月29日に規制改革推進会議がとりまとめた「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」で掲げられた「行政手続簡素化の3原則」の「同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）」に従い、省エネ法定期報告とエネルギー消費統計調査を見直し統合すべきである。省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査は、類似した内容であり、かつ所管が同じ資源エネルギー庁である。同一省庁内でもあることから、両者の項目を見直すことで、「定期報告対象の事業者は、エネルギー消費統計調査を免除される」等の統合がなされることを要望する。	同一省庁での類似書類は多少書式を見直してでも統合すべきと考える。統計法第29条でも被調査者の負担軽減のために、行政機関が保有する情報（今回の事例では省エネ法の定期報告）の提供を求めている。資源エネルギー庁も両者が類似していることは把握しており、同様のことは各都道府県条例に基づく温室効果ガス削減計画実績にも言える。 統計法第29条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。	統計法第29条、エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条
13-(3)	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な運営と市民生活・経済活動の共存	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に際し、国民や企業等の理解と協力の下、大会に係る輸送サービスの質の確保と市民生活や経済活動の安定の両立を図る取り組みを推進すべきである。 特に、開会式等の主要イベントの開催日を祝日化する等の措置を講ずることにより、公共交通機関の混雑緩和等を実現し、大会関係輸送の質の確保と通常の市民生活・経済活動との両立をはかる必要がある。	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においては、経済活動が集積する東京を始めとする諸都市において各種競技が開催される予定である。大会期間中は国内外から多くの要人や観光客が訪れると共に、大規模な交通規制が行われることも想定されるため、市民生活や経済活動にも大きな影響が及ぶものと考えられる。 そのため、大会期間中においては、既存の道路や公共交通機関を最大限、効率的・効果的に活用しながら、それぞれの国民、企業等の立場から移動の必要性、手段、ルート等を見直しに取り進むことにより、大会輸送と一般交通が適切に共存できる環境を創出する必要がある。 また、各企業においてもテレワークや時差出勤の取り組み等を推進していくことが期待されているが、国においても休日（祝日）の設定や変更等の対策を講ずるべきと考える。 なお、2016年のリオ大会においても、学校の休暇期間を変更（7月→8月）するとともに、開会式・閉会式等主要スケジュールの前後に休日を設定する対策を講じたことにより、交通渋滞緩和等の効果が確認されたことから、東京2020大会に向けて類似の措置の導入検討を要望するものである。	国民の祝日に関する法律第2条
13-(4)	食品表示規制見直しのルール化と、抜本的見直しの場の設定	食品表示規制の見直しを「5年に1度」のようにルール化するとともに、見直しの際に各種規制の所管省庁が横断的に調整する場を設けるべきである。	消費者庁は毎年、食品表示制度の大きな見直しを行っている。これは食品製造事業者にとって、容器包装のための包材切り替え、原料調達状況の把握整理、表示関係データベースやシステムの見直しなど、多大な時間とコストを要するものである。 このため、食品表示制度の大きな見直しは5年に1度と固定化するなど、食品製造事業者が計画的に表示の見直しを行い、包材の廃棄等事業コストの軽減が行えるようなルール化が必要である。 また、加工食品の小型化が進む中で、容器包装上の表示スペースは限界にある。食品表示法以外の表示規制（例えば容器包装リサイクル法）との調整を行わなければ、情報量が増える中で、消費者が「アレルゲン」のような安全に係る食品表示を見落とし、事故に繋がる恐れもある。諸外国との比較等も十分に行うと同時に、安全に関わらない規制については、容器包装全体の表示の在り方を含め関係省庁間で十分に調整を行い、事業者の自主的なガイドラインに委ねるなど抜本的な見直しが必要である。	食品表示法
13-(5)	食品表示法における添加物表示順序の規制緩和	添加物の表示の順番について、故意に製造者側を優位に立たせるものでなければ、使用割合の多い順以外の順番で記載することを認めるべきである。	現状、添加物は使用割合の多い順で記載することが必要だが、たとえば販売する煮物の煮汁は、すべて添付されないことがあるほか、調理後には残存量が変化しているため、使用割合の特定が困難なことがある。故意に製造者側が優位になるものを除き、表示順についての規制を緩和すべきである。	食品表示法
13-(6)	健康保険組合における法定帳簿の電子的管理	健康保険組合が作成する「現金出納簿」、「歳入簿」、「歳出簿」、「収支差引残高簿」等の経理法定帳簿について、電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）を参考に、紙に出力することなく、電子的に管理することを認めるべきである。	「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」（昭和61年11月28日付保険発第104号通知）において、「法定帳簿とするものは、会計年度終了時において出力して作成したものとすること。」とされている。このため、健康保険組合は、経理法定帳簿を毎月及び年度末に紙に出力している。また、抜き差しできないような特殊な綴じ方をすることも求められている。 デジタル化が進展する中、こうした状況を改善するため、健康保険組合の経理法定帳簿について電子的な保存を認めるべきことを要望してきた。平成28年度に提出した同種の規制改革要望（受付番号281107012）に対する平成29年2月15日の厚生労働省回答によれば、法定帳簿の紙による管理は、「①過去の会計帳簿の改ざん防止等、健康保険組合の厳正な運営に一定の効果がある」「②地方厚生局による健康保険組合の監査時に電子データのままでは帳簿内容の確認が困難」とのことであるが、電子帳簿保存法に準拠した手順（電磁的記録の訂正・削除の履歴を確認できる機能の搭載、見読可能装置の備付け等）を定めることで、ご指摘の問題は解決されると考えられる。 本要望の実現により、紙代ならびに紙資料の管理（整理整頓などの人的作業が必要）、保管（膨大なスペースが必要）、廃棄（焼却または溶解が必要）等に係るコストの抑制が期待される。法定帳簿が電子化されていれば、検索や経年比較も容易となり、健康保険組合の監査の円滑化に資すると考えられる。	昭和61年11月28日 保険発第104号 厚生省保険局保険課長通知

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
13-(7)	(厚生年金・健康保険)産前産後休業取得者申出書と育児休業等取得者申出書の統合及び複数名一括申請の採用	産前産後休業と育児休業を併せて取得する者については、産前産後休業取得者申出書と育児休業等取得者申出書を統合し、かつ、統合した帳票1枚で複数名の申出が可能な帳票も作成すべきである。なお、当初の予定を変更して産前産後休業のみ取得する場合には、産前産後休業終了予定日や育児休業等終了予定日を変更したとき等と同様の手続きをすることとすれば足りる。	産前産後休業および育児休業等を取得した際、社会保険料の免除を申請するためには、産前産後休業取得者申出書と育児休業等取得者申出書をそれぞれ事業主が提出しなければならないことになっている。しかし、産前産後休業取得者が育児休業も同時取得するケースが多いため、両申出書を統合して1回の手続きで済ませることができるようにすべきである。当初の予定を変更して産前産後休業のみ取得する場合には、産前産後休業終了予定日や育児休業等終了予定日を変更したとき等と同様、その旨事業主が機構に届け出なければならない旨規定すればよい。これが実現すれば、事業主の事務負担が軽減されるとともに、産前産後休業および育児休業等取得者にとっても利便性が高まる。加えて、毎月100名超の産前産後休業取得者申出書および育児休業等取得者申出書を提出する企業にとっては、連記式の方が生産性を高めることができるため、帳票1枚につき1名分しか申請ができない現行の申出書の様式に加えて、帳票1枚で複数名の申出が可能な帳票も作成すべきである。	厚生年金保険法第81条の2、第81条の2の2、厚生年金保険法施行規則第25条の2、第25条の2の2、健康保険法第159条、第159条の3、健康保険法施行規則第135条、第135条の2
13-(8)	健康保険組合における適用事業所の所在地及び名称変更手続き簡素化	健康保険組合の適用事業所所在地及び名称変更の手続きは、規約別記の変更にあたるため、厚生労働省に規約変更届を提出する必要がある。適用事業所数が多く、年間20～30件の変更が生じる健保にとって、都度、手続きを行うことは事務負担が大きい。年度末に変更内容を一覧表で報告する形式とするとともに、書類一式(届出申請書、年金事務所への届出書類写し、商業登記簿謄本)は健保で保管することとし、厚生労働省への提出は不要とするべきである。	適用事業所数が多い健保では、頻繁に変更が発生しており、届出書類の提出作業や郵送料等で労力・費用を要している。所在地変更や名称変更は、被保険者や健保事業運営に直接的に大きな影響を与えるものではないため、年度末に一括報告する形式に簡素化し、書類一式の提出も不要とするべきである。当該手続きは、「行政手続きコスト削減のための基本計画」の対象である健康保険法施行規則第30条の届出と連動して、健康保険組合が行う手続きであるので、同計画の一環として検討すべきである。	健康保険法第16条 健康保険法施行規則第5条第1項、第30条
13-(9)	健康保険組合の設立事業所増減に係る手続きの簡素化	他の健康保険組合や全国健康保険協会へ移行する際の手続きについて、被保険者の2分の1以上の同意取得を必須とすることを撤廃し、事業主同意(事業主責任)で移管可能とすべきである。	健康保険組合がその設立事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、健康保険法第25条1により、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の二分の一以上の同意を得なければならない。また、健康保険法施行規則第5条2により健康保険法第25条1の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。しかしながら、資本関係の変更等により現在加入の健保組合から他の健保組合や全国健康保険協会に移行せざるを得ない場合に、被保険者の2分の1以上の同意を取得しなければならないため、一人ひとりからの同意確認と取得に多大な労力を要している。加えて2分の1以上の同意を取得できない場合は、資本関係の無い健保組合に継続加入しなければならないため、事業再編の阻害要因の一つとなっている。従って、他健保組合や全国健康保険協会への移行手続きについて、被保険者の2分の1以上の同意取得を必須とすることを撤廃し、事業主同意(事業主責任)で移管可能とすべきである。	健康保険法第25条1、健康保険法施行規則第5条2
13-(10)	任意継続被保険者・特例退職被保険者の健康保険料納付方法の多様化	現状の①毎月納付、②半年分前納、③1年前納の3パターンに加えて、厚生年金支給月に、健康保険料を2か月単位で纏めて納付することを可能とすべきである。	任意継続被保険者・特例退職被保険者については、65歳以上の年金受給者が増加している。現状の①毎月納付、②半年分前納、③1年前納の3パターンに加えて、隔月で支給される厚生年金支給月に合わせて、健康保険料を2か月単位で纏めて納付できるようにすることで、加入者にとって選択肢が広がるとともに、納付漏れや納付遅延を防止が期待できる。例えば、厚生年金支給月に健康保険料を2か月分を纏めて納付する場合には、毎月10日となっている納付期限を年金支給日である15日以降とするなど、納付の選択肢を増やすべきである。毎月納付すべき対象者分の未回収件数が年金支給月とそれ以外の月で5倍程度の差が生じている。平成26年10月に規制改革ホットラインへ提出した同様の提案(管理番号:270331061)に対して、納付期間を細分化することによって事業主の事務負担が増大すると所管省回答が示されている。しかしながら、納付漏れや納付遅延のフォローのために費やす事務(再引落日の設定処理等)を考慮すれば、むしろ全体としては事務負担は軽減される。	健康保険法第164条 健康保険法施行令第48条 健康保険法施行規則第139条
13-(11)	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書の提出期限延長	「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」の申請期間が短くなるケースがあるため、期限延長を措置すべきである。	企業は従業員が育児休業を取得する際に、健康保険料・厚生年金保険料の免除申請のため、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」の提出を行っている。申出書の提出は、①子が1歳に達する日までの育児休業期間中、②子が1歳から1歳6ヵ月に達する日までの育児休業期間中、③子が1歳6ヵ月から2歳に達する日までの育児休業期間中、④1歳から3歳に達する日までの育児休業の制度に準ずる措置による休業期間中、それぞれの育児休業等期間中に都度提出することとなっている。子が1歳に達する日の間隙で復帰予定日を繰り下げた場合などでは、この申出書の提出期間が短くなってしまいうケースがあり、事務負担が大きいため、提出期限を延長すべきである。  <例：子どもが1歳になる前に1度復帰日を変更したケース> 2014年6月10日に子が出生し、職場復帰予定日を当初は2015年6月1日としていた従業員が、復帰予定日を2015年6月9日へと変更した場合(出生2014.6.10、当初復帰日2015.6.1⇒変更後2015.6.9)、このケースでは、8日間(2015.6.2～6.9)の中で事務センターへの書類到達が必須となる。	健康保険法159条、健康保険法施行規則135条 厚生年金保険法81条の2、厚生年金保険法施行規則25条の2
13-(12)	医薬品に関する「卸売販売業の申請」、「高度管理医療機器等販売業の申請」の手続きについて	医薬品に関する「卸売販売業の申請」、「高度管理医療機器等販売業の申請」について、管轄する地方自治体によって異なる申請書類の様式を統一化すべきである。	申請書類は管轄する地方自治体毎に様式が異なる上、各自治体のホームページ掲載場所や書類作成～申請のフローも判り難い。加えて、役員変更の度に変更手続きが必要となるため、手続きの頻度が高く、負担感が大きい。自治体毎に様式を変える必要性はないと思われるため、申請書類の様式を統一化すべきである。異なる申請書類作成方法を理解しながら個別に対応する負担が軽減されることが期待される。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条、第38条第2項、第40条第1項 同法施行規則第153条、第160条等

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
13-(13)	防除用医薬品・防除用医薬部外品の承認に関わる審査手続きの見直し	防除用の医薬品及び医薬部外品の承認に関わる審査手続きについて、以下の見直しを求める。 (1) 「一部変更」と「軽微変更」の基準の見直し (2) 審査期間の目安内での審査実施 (3) 防除用医薬品に係るPMDAの相談機能の強化	(1) 「一部変更」と「軽微変更」の基準の見直し 規格及び試験方法の変更は一部変更とされているが、より精度の高い分析への変更については、軽微変更として対応できるよう基準を緩和すべきである。 また、承認書の誤字訂正の際、農林水産省管轄の動物用医薬品等の場合は軽微変更届の提出で済むところ、動物用以外の医薬品等の場合、厚生労働省へ願末書を提出し確認を得た上で、PMDAに軽微変更届を提出する必要がある。この手順をPMDAへの軽微変更届のみの提出に見直すべきである。 (2) 審査期間の目安内での審査実施 審査期間の目安（通常品目は12か月、優先品目は9か月）はPMDAより示されているが、防除用医薬品・医薬部外品については、このような目安からかけ離れた実態がある。例えば、新規有効成分を含有する防除用医薬部外品の場合、申請から承認まで5年以上かかった事例もある。加えて、審査期間の想定が困難なためタイムリーに製品を上市できないことも課題となっている。防除用医薬品・医薬部外品の審査手数料も上がっているの で、PMDAの該部署の人材拡充等により、審査期間の目安内で審査を実施すべきである。 (3) 防除用医薬品に係るPMDAの相談機能の強化 医療用医薬品の場合は、簡易相談以外にも臨床試験実施に関わる助言をはじめPMDAに相談する機会が多くあるが、防除用医薬品の場合、簡易相談しか当局と直接相談できる場がない。簡易相談は文字どおり簡易な事項しか相談できず、簡易相談を申し込んでも簡易相談の対象外として門前払いされることも多い。その場合は申請者の考えで取りあえず試験を実施して申請してみて、その後、審査の中で当局と議論することになる。しかし、最悪の場合、当局の指導によっては一旦申請を取り下げて、再度、試験を行って申請し直さなければならなくなるリスクがある。こうしたことは、最初に当局に相談できる機会があれば避けられることである。時間や工数、投資が無駄となる事態を避けるため、防除用医薬品に係るPMDAの相談機能を強化すべきである。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）
13-(14)	医療機器の業許可に必要な責任者の雇用形態の緩和	医療機器の各業許可において設置が義務付けられている責任者・管理者について、グループ会社間の出向者であっても、使用関係を証する書類及び会社間の出向に係る契約の写しを添付すれば、責任者・管理者に任命できるようにし、その解釈を明確化すべきである。	医療機器の業許可を申請・維持するためには、法令が定めた資格要件を満たした責任者・管理者を設置しなければならない。業許可の申請時には、責任者・管理者の「雇用契約書の写しその他責任者・管理者の使用関係を証する書類」を添付する必要があり、代表者名で発行された「雇用証明書」を提出するのが一般的である。しかしグループ会社からの出向者は直接雇用者ではないため、業許可権者である都道府県によっては出向者を責任者・管理者として認めないことがある。 昨今、事業別にグループ会社化されているケースも多くあるが、この規制のため同じグループ会社社員であっても、責任者・管理者に任命できないことがあり、企業における業許可の申請に支障が生じることも多い。出向者についても責任者・管理者を認めることにより、企業による新たな事業拡大が円滑に行えることとなる。  <補足> 医療機器の業許可には、製造販売業、製造業、修理業及び販売業・貸与業の4つの業態があり、それぞれで責任者又は管理者を置かなければならない。さらに業態によって責任者・管理者の資格要件が異なっており、学歴や実務経験年数、所定の講習会修了、又はそれらの組合せなど様々である。このうち実務経験年数は最もハードルが最も高い要件であり、新たに業許可を申請しようとする事業者にとって大きな課題になっている。  <本提案における用語の説明> 出向者：在籍型出向者であって、労働者が原籍のある出向元との雇用を継続しつつ、出向先の就業規則及びその他の規程・指示に従い、出向先の事業に係る業務を行う場合を想定。  グループ会社間の出向：資本関係にある連結対象会社間の出向者であって、①本社・子会社間（本社から子会社、その逆も含む）、②子会社・子会社間のケースを想定。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 ①総括製造販売責任者（医療機器製造販売業） 第114条の2の第2項第5号 ②責任技術者（医療機器製造業） 第114条の9の第2項第3号 ③営業所管理者（高度管理医療機器等販売業及び貸与業） 第160条第2項第5号 ④責任技術者（医療機器修理業） 第180条第2項第5号
13-(15)	巡回健診等に係る厚生労働省医政局長の通知内容の明確化	医療機関の事務手続の簡素化を図る目的で発信された健政発第927号厚生労働省健康政策局通知（および医政発0331第11号）について、移動健診等施設によるCTやMRI検査は、既存の病院又は診療所の事業としての巡回健診であり、保険者からの委託に基づく健康診断等の場合には、通知の趣旨を鑑み、上記通知1.（1）アを満たし、新たに診療所開設の手続を要しない旨を明確にし、保健所と医療機関双方の行政手続きコストを削減すべき。	健政発第927号厚生労働省健康政策局通知（およびその後発信された医政発0331第11号。これらをまとめて以下「同通知」とする）により、同通知1.（1）アからウを満たす巡回健診等の実施においては、医療機関の事務手続の簡素化を図る観点から、医療法第8条、医療法施行令第4条第3項ならびに医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号等の規定にかかわらず、同通知1.（2）に記載の方法で手続きすることで、新たに診療所開設の手続きを要しないこととなった。 一方、同通知にかかわらず、医療機関が、同通知1.（1）アに記載の「保険者からの委託に基づく健康診断等」に該当する、移動健診等施設によるCTやMRIを利用した巡回健診を保健事業として実施するにあたり、複数の保健所より、開設手続きを求められるケースが確認された。保健所の判断理由は、同通知1.（1）アに記載の「労働安全衛生法に基づく健康診断」でない「公共的な性格を有する定型的健康診断」に該当しない、であった。一方、同じ保健所の管轄内にて実施事例が確認できた、（1）アに記載の「労働安全衛生法に基づく健康診断」ではないマンモグラフィ搭載車両を利用した巡回健診の取扱いについて保健所の担当者に問い合わせたものの明確な回答は得られなかった。各地の保健所間において、同通知の内容が必ずしも正確に理解されていないことに起因する問題と考えられる。 医療機関が、同通知の規定する移動健診等施設を利用した巡回健診等を行うに際し診療所開設の手続きを求められた場合、申請書類の作成等準備に数週間かかるうえ、都度、巡回実施後の廃止届けも必要となり、大きな行政手続きコストとなっている。 要望が実現することで、保健所と医療機関双方の行政手続きコストが削減され、同通知の趣旨である「国民がより身近に健康診断を受けることを可能とする」ことを実現し、疾病予防や生活習慣病の早期発見等に寄与するものと考えられる。  ※「巡回健診等」：医療機関外の場所で行う健康診断、予防接種又は採血。 「移動健診等施設」：巡回健診等を目的とした車両又は船舶であって当該車両または船舶内において健康診断、予防接種又は採血を行うことができる構造設備となっているもの。	健政発第927号厚生労働省健康政策局通知（平成7年11月29日） 医政発0331第11号（平成27年3月31日） 医療法第8条 医療法施行令第4条第3項 医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
13-(16)	医療機関間における医療機器の共同利用	医療機関間において、別経営の医療機関同士がエックス線診断装置等の医療機器を共同利用することを認めるべきである。	<p>①規制の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療支援病院では、二次医療圏に所在する医療機関の登録制度（利用医師等登録制度）を設けることで、医療機器の共同利用を行うことができる。</li> <li>・一方で、例えば、ある医療機関（内科）が所有するX線装置を、別経営の医療機関（小児科）が使用し保険請求する場合において、各都道府県から認められた事案は、今のところ確認できていない。</li> </ul> <p>②規制の弊害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関間で検査を目的とした患者紹介は可能だが、カルテ作成や診察など医療費の無駄が生じることとなる。</li> <li>・医療モールの場合、入居している各医療機関それぞれがX線装置などの医療機器を所有することになり、医療機器導入コストや設置スペースが無駄となる。</li> </ul> <p>③規制改革の許容性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機器の管理については、当然、所有する医療機関が適切に対応する。</li> <li>・保険請求はそれぞれの医療機関が行い、使用量に応じ管理する医療機関へ料金を支払うことで対応する。</li> </ul> <p>④規制改革のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機器を複数の医療機関で共同利用することにより、医療機器導入コストの無駄が削減され医療費の抑制につながる。</li> </ul>	医療法第4条第1項、第16条の2、医療法施行規則第9条の16（地域医療支援病院における医療機器の共同利用）
13-(17)	介護事業における各種手続書類の指定権者ごとに異なる様式の統一	介護事業者が各種手続（介護事業所の管理者交代、介護職員処遇改善加算申請等）を行う際、各事業所の指定権者（都道府県知事、市町村長等）に対して提出する関係書類について、指定権者ごとに異なっている様式の統一を推進すべきである。	複数の都道府県・市区町村に亘り事業を展開する介護事業者は、各種手続の際、指定権者ごとに異なる様式に合わせて記載内容を整えるために多くの時間を費やしている。厚生労働省の「行政手続コスト削減のための基本計画」でも、介護サービス事業者の各種手続の添付書類に関して、自治体ごとのばらつきがあるとの認識が示されており、同計画における課題としても取り組むべきである。神奈川県では、「平成29年度分の福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出」について、県内共通の様式を設けているが、このような事例も参考にして様式の統一を推進すべきである（参考「障害福祉情報サービスかながわ」 <a href="http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/">http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/</a> ）。	※H29.3.9介護保険最新情報内にある厚労省通知老発0309第5号/平成29年3月9日「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並び事務処理手順及び様式例の提示について」
13-(18)	e-Gov社会保険・雇用保険の届出に係るシステム上の制約緩和及び機能追加	e-Govにおける社会保険・雇用保険の届出に係る電子申請について、下記のシステム上の制約緩和及び機能追加を求める。 <p>（1）事業所情報の入力に際して、以下の内容がエラーとなるため、制約を緩和すべきである。  ①ビル特有の郵便番号  ②050から始まる電話番号  また、事業所番号から郵便番号および電話番号を参照することで一件一件の入力を不要とすべきである。  （2）雇用保険の届出における届出差戻し機能を社会保険の届出においても機能付加すべきである。  （3）社会保険の資格取得届における住所記載について、「現住所」と「住民票住所」の記入欄をそれぞれ設けるべきである。  また、住所記入欄の文字数制限を緩和すべきである。  （4）年月日を和暦だけでなく、西暦でも入力できるようにすべきである。</p>	<p>（1）左記①②に該当する法人においては情報の入力内容がエラーとなるため電子申請ができない。システム上の制約を緩和することで、このような企業においても電子申請が可能となる。</p> <p>（2）雇用保険の届出における届出差戻し機能は使えるが、社会保険の届出における届出差戻し機能は、ボタンはあるが使えない。届出差戻し機能を付加することで利便性が向上する。</p> <p>（3）単身赴任等の理由で住民票住所と現住所が異なる従業員について、紙による届出では、現住所を記載し、備考欄に住民票住所を記載しているが、電子申請では備考欄への記載ができないため、別添で住所一覧を送付している。そのため「現住所」と「住民票住所」の表記欄をそれぞれ設けることで、電子データだけの届出となる。</p> <p>また、住所欄の文字数が制限されているため、マンション名を削除するなど作業が生じている。</p> <p>（4）社員の生年月日等については、西暦でデータを管理している企業も多いため、e-Govにおいても西暦での入力を可能とすることで利便性が向上する。</p> <p>このようなシステム上の制約緩和及び機能追加により、デジタルファーストの加速化が期待される。</p>	健康保険法、厚生年金保険法
13-(19)	同一資本の企業グループ内における社会保険関連業務の見直し	昨今、企業が各事業領域に自律性を持たせ、経営資源の効率活用を模索する動きが続いている。その一環として、従来はグループ内各社の間接部門であった組織を切り出し一か所に集中させることで、高品質なバックオフィス機能※をグループ内横断的に提供するシェアードサービス化が進んでいる。例えば、グループ企業の給与計算処理を一括して行う等のサービスが導入されている。しかし、給与計算処理とほぼ一体不可分となっている社会保険関連業務に関しては、社会保険労務士法の規定により別法人の処理を行うことができるのは社会保険労務士のみとなっている。社会保険関連業務については、同一資本の企業グループ内のシェアードサービス会社が担う場合に限り（特に親会社資本100%の場合）、例外的に同一企業内で行う業務とみなし代理申請を可能とさせていただくよう要望する。 ※バックオフィス機能：社員に各種サービスを提供する、人事、総務等の機能	社会保険業務については、それまでは同一企業内で行われていた業務がシェアードサービス化されると同時に行うことができなくなる。例えば、親会社のA社に在籍している社会保険担当者は、自社であるA社の社員に関する社会保険業務が行えるが、このA社が持ち株会社化され、その傘下に100%資本の事業会社のB社、C社が設立されると、A社の社会保険担当者はB社、C社の社会保険業務を行うことができなくなる。従来のA社の社会保険業務に精通している担当者を活用できなくなり、事業効率が低下する。 資本関係のない企業間取引については確かに業としてサービスが提供されるべきであるが、持ち株会社を含めた同一資本の企業グループ内で業務を行う場合、法人格が別ということを除いては、サービス提供者もその受益者も同一企業内で業務を行っていた場合と変わりはない。それにもかかわらず、業務遂行に制約を設けることはグループ経営の効率化への妨げとなる。同一資本の企業グループ内に限った社会保険業務は同一企業内で行う業務とみなし、代理申請を可能とさせていただくことを要望する。 この要望の実現により、現在グループ各社が個別に担当者を配置してそれぞれで実施している手続をシェアードサービス会社に配置された高度専門職が集約して行うことができ、事務作業のスピードアップが可能となる。このように、専門能力を高めたシェアードサービス会社を活用することで、グループ企業運営がより効率的・機動的に推進され、生産性の向上が期待できる。また、従来社内でも実施されていたジョブローテーションがシェアードサービス会社内で実施されることによって、より複雑、高度な複数業務を経験することが可能になり、専門人材の育成にもつながる。	社会保険労務士法 第27条

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
13-(20)	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権（委託者等が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ）について、規制の対象から除外していただきたい。	<p>独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生の防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している（信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内）。</p> <p>この議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（以下、ガイドライン）の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負担および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残っている。</p> <p>信託勘定で保有する株式に係る議決権は、委託者又は受益者が指図を行うことができるものを除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができるが、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、その行使結果を公表している。また、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、信託銀行の銀行勘定が信託勘定を利用して事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれはない。</p> <p>一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策（自己株式の取得等）によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。</p> <p>また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。</p> <p>以上の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。</p>	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条
13-(21)	民事執行法に基づく競売における対面・書面原則の見直し	民事執行法に基づく競売の入札を、インターネットを通じて行えるようにしていただきたい。	<p>(a) 規制の現状 民事執行法に基づく不動産競売の売却物件の情報は、裁判所が運営する不動産競売物件情報サイト(BIT)で公開されている。しかし、入札の方法は、入札書を執行官に直接差し出す方法と入札書を郵便等で執行官に送付する方法に限定されている。また、次順位買受の申出は、開札期日において執行官に対して行う必要がある。</p> <p>(b) 要望理由 国税徴収法に基づく公売は、10年以上前から民間事業者の提供するシステムを用いてインターネットを通じて入札を行うことが可能となっており、現在まで1000以上の自治体により適切に手続が実施されてきている。全国の方が簡単に入札に参加できるようになったため、落札率・落札価格が向上し、行政機関の税収の増加に繋がっている。また、民間の創意工夫により構築されたシステムを利用することで、担当者にかかる公売公告、入札者の管理、落札者の決定等の事務手続にかかる工数、負担も軽減され、公売会場の運営も不要となっている。</p> <p>民事執行法に基づく不動産競売の入札においても、国税徴収法に基づく公売と同様、民間事業者の提供するシステムを用いるなどし、インターネットを通じて入札を行えるようにすることで、債権者にとってより多くの額の債権回収が期待でき、不動産競売に関する事務手続にかかる工数、負担の軽減も期待することができる。その際、入札人による「住民票の写しその他その住所を証するに足りる文書」の提出や法人である入札人による「代表者を証する文書」の提出についても、あわせてインターネット上で行えようとするなど、入札に関連する全ての手続をインターネット上で完結できるようにすることで、入札人の事務負担の軽減も期待できる。</p> <p>なお、同一の競売物件について、現行の入札手続とインターネットを通じた入札手続を併存させることは、逆に運営側の事務手続を複雑にするおそれがある。そうした点も踏まえ、競売物件ごとに、その特性に応じ、効率的に入札を実施できるいずれかの手続を選択できる柔軟な制度設計とすることが望ましい。</p> <p>裁判手続等のIT化については、未来投資戦略2017に盛り込まれ、民事訴訟を中心に、現在、検討が進められている。本件についてもデジタルファーストの視点から、スピード感を持って検討をいただきたい。</p>	民事執行法、民事執行規則
13-(22)	独占禁止法第9条第4項及び9条ガイドラインの改正	<p>独占禁止法第9条第4項及び9条ガイドライン（「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」）について、現在の経済実態に即し、下記3点を要望する。</p> <p>①独占禁止法第9条第4項に基づく報告につき、報告時期、頻度を見直すべきである。報告時期については、「毎事業年度終了の日から3月以内」と設定されているが、時期を柔軟に対応できるようにすべきである。頻度については、例えば前年と資産・事業分野売上に大きく変動のない企業については報告を免除する等の運用を検討すべきである。</p> <p>②9条ガイドライン上の「主要な事業分野」の業種について、一律に日本標準産業分類3桁分類を使用するだけでなく、業種によっては2桁分類の使用も認めるなど、実態に合った報告とすべきである。</p> <p>③9条ガイドライン上の「大規模な会社」の該当判断の基準を、一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とし、実態に合った報告とすべきである。</p>	<p>①昨年度の要望に対する公取委の回答として、「これ以上の見直しについては措置困難」との見解が示されているが、企業による報告負担のより一層の軽減の余地はあると考える。法9条4項に基づく報告につき、子会社等における売上再集計作業や数値精査稼働は依然として大きく、これらの作業を短期間で行うことによる社員の負担は膨大なものになっている。これは、「働き方改革」を進めるにあたり、障害となる恐れがある。</p> <p>②「未来投資戦略2017」において、中長期的な成長を実現していく鍵として近年急激に起きている第4次産業革命のイノベーションの社会実装が掲げられているが、一方で、日本標準産業分類は数年に1度しか更新されず、既存の市場・産業構造をベースとして細分化した3桁分類では、その間に生じた市場の融合や産業を跨ったイノベーション等に対応出来ないケースも多数存在している。そのような業界については2桁分類による報告を認めることによって、ビジネスの実態に合った評価が可能となると考える。</p> <p>③②と同様、ガイドラインの基準により事業者の事業活動に制限が加えられている。事業形態により必要となる資産規模は異なり、企業の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致するものではない。仮に資産規模による基準を継続するとしても、例えば一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とする等によって、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。</p> <p>【要望が実現した場合の効果】</p> <p>①対象会社の報告にかかる過度な負担を軽減できる。</p> <p>②公取委が「主要な事業分野」に関する評価を行う際に、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。</p> <p>③実態に即した基準により、新規事業への進出や事業の多角化など、企業活動の活性化が期待される。</p>	独占禁止法第9条、「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」（9条ガイドライン）

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
13-(23)	特許庁への費用納付手続の電子化の徹底（予納台帳での納付可能な手続の拡大）	特許庁に対する、登録名義人の表示変更登録申請（現状は書面に収入印紙の貼付が必要）、特許権存続期間延長登録願（現状は書面に特許印紙の貼付が必要）、特許証再交付請求（現状は書面に特許印紙の貼付が必要）の各手続について、特許料の納付等と同様に、予納台帳からの引き落としでの費用納付を可能にするよう求める。なお、特許登録以降の手続きはインターネットではできないので、「審判請求書」（訂正審判、無効審判）等の申請にも「特許印紙」を使っている。これらも予納台帳からの引き落としでの費用納付を可能にするよう検討すべきである。	特許庁に対する費用納付の手続のうち、特許料の納付等は、予納台帳からの引き落としでの納付が可能である。予納台帳システムが整備されているにも関わらず、書面での印紙貼付を強制する手続を残す必然性は希薄である。特許庁に対する費用納付の手続について、予納台帳での納付を可能とすることで、手続を行う企業にとっては、印紙貼付などの煩雑な事務作業が不要となり、より付加価値の高い業務に注力することができる。また、特許庁にとっても、書面での確認等が不要になり、電子化による行政の効率化が期待される。 例えば、合併等による企業名等の変更によって「登録名義人の表示変更登録申請」を行う場合には、保有する特許件数分についての書面作成・印紙貼付が必要となる。膨大な特許を有する企業にとっては多大な事務コストを要することになり（外注している場合には外注のコストが必要になる）、特許庁側では書面の不備が無いかの煩雑な事務手続きが発生する。予納台帳での納付を可能にすることで、企業・特許庁での事務作業を抑制することが可能になる。	登録名義人の表示変更登録申請は「特許登録令施行規則第10条4項」特許権存続期間延長願は「特許法第67条の2第1項及び同施行規則第38条」特許証再交付請求は「特許法施行規則第67条」
13-(24)	貨物市場における公平・公正な競争の実現	信書の定義を見直したうえで、信書の送達と非信書の送達、さらには、郵便物の運送と貨物の運送を明確に分離し、貨物市場における公平・公正な競争環境を整備すべきである。	民間事業者による信書の送達に関する法律が施行されて10年以上が経過するが、一般信書便事業への厳格な参入条件により、民間事業者の参入実績はなく、一般信書便事業は事実上、日本郵便の独占事業といえる。 また、総務省においては、郵便法に基づき信書の定義に関する解釈指針を定めているものの、信書の定義はあいまいな内容基準にとどまっており、利用者は気付かないうちに郵便法違反の罰則を受ける危険にさらされている。 このため、利用者は自らの送付物が信書に該当するか否か迷う都度、総務省に確認しなければならない。これは総務省の解釈次第で利用できる輸送手段が限定される危険性ははらむばかりか、罰則を受ける恐れのない日本郵便のサービスの利用を促す結果を招いている。事実、日本郵便においては、「レターパック」や「スマートレター」を、非信書だけでなく「信書も送れるサービス」と謳っており、利用者が郵便法違反の罰則を受ける危険がないサービスとして推奨販売している。 さらに日本郵便は、郵便差出箱（郵便ポスト）から荷物を送れるサービスとして「ゆうパケット」や「ゆうメール」を提供している。これは、ユニバーサルサービスである郵便事業を維持するための資産である郵便差出箱を、郵便物以外の貨物運送サービスの拡販に利用するものにほかならない。信書の送達や郵便差出箱の使用の独占を利用したこのような貨物市場への侵食は、貨物市場における民間とのイコールフットイングを阻害して民間の経営努力を妨げるばかりか、日本郵便における郵便事業と貨物運送事業の会計区分の不透明さを生じさせる一因となっている。 そこで、まずは信書の概念が曖昧であることによるイコールフットイングの阻害を解決するため、信書の定義を内容基準（文書の文面）から、国民の誰もが容易に判断できる外形基準に改めるとともに、信書送達に関する罰則規定は信書を送達した貨物事業者に限定し、国民に対する不便さと危険性を解消すべきである。そのうえで、「信書も送れるサービス」としての推奨販売をやめるなど、信書の送達と非信書の送達を明確に区別すべきである。さらには、郵便差出箱の貨物運送サービスへの利用中止など、郵便物の運送と貨物の運送を明確に分離すべきである。	郵便法第4条、76条
13-(25)	道路、河川等の占用手続の標準化	道路や河川等の占用手続について、以下を推進すべきである。 ① 占用手続の標準化 ② 処理期間の短縮 ③ 申請書の一本化 ④ 道路管理者の変更に伴う行政機関間の情報連携 ⑤ 占用料金の請求時期の明確化	1. 手続の標準化 道路管理者や河川管理者ごとに申請書の書式や添付書類が異なることや、同じ占用物件にもかかわらず管理者によって占用期間が異なることがある。また、占用期間の更新時の対応方法も統一されていない。事業者は申請書の作成・管理に係る負担が大きいと、手続を標準化すべきである。 <具体例> ①申請書がカーボン紙となっている場合があり、申請の都度、申請書を受け取りに管理事務所を訪問しなければならない。 ②申請書に添付する資料が多く、添付資料も申請先ごとに異なる。 ③同一の管理者内にもかかわらず、担当者から要求される資料が異なることがあるため、申請の都度、管理事務所を訪問して内容を確認しなければならない。 2. 処理期間の短縮 占用申請から許可までの期間が管理者ごとに異なる場合や、申請書の提出時に相手方の担当者が不在なら申請を受理してもらえない場合があり、手続に要する期間が非常に長い。事業を円滑に進める観点から、処理を迅速化すべきである。 3. 申請書の本一本化 同一の道路内にケーブルを敷設する場合、例えば道路上に植樹帯等がある場合には、道路を管理する部署に加えて植樹帯等を管理する部署に同内容の申請を行わなければならない場合がある。事業者の負担を軽減するため、同一道路内にケーブルを敷設する場合には、一度の申請で対応できるよう申請書を一冊化すべきである。 4. 道路管理者の変更に伴う行政機関間の情報連携 たとえば、道路管理者が国道管理者から県道管理者に変更となった場合、既存の申請内容が引き継がれず、変更先の道路管理者に対してあらためて申請を実施しなければならない。事業者の負担を軽減するため、申請書をあらためて提出することとを不要とするよう、道路管理者による情報連携を図るべきである。 5. 占用料金の請求時期の明確化 道路占用にかかる年度更新料の支払いについて、一部の道路管理者では請求時期が年によって異なり、事業者の予算管理が困難となっている。そこで、各道路管理者において、請求時期を明確化すべきである。	道路法第24条、32条、河川法第24条、26条、地方自治体法第238条
13-(26)	全国の都道府県公安委員会における検定合格証の書き換え申請および受領	検定合格証の書き換え申請と書き換えた合格証の受領について、「合格証明書交付申請書」を提出した公安委員会のみならず、全国の都道府県公安委員会でも可能とすべきである。	警備業法に基づき、都道府県公安委員会は警備員（または警備員になろうとする者）に対して知識と能力に関する検定を行い、合格者には警備業務の区分ごとに検定の合格証明書（検定合格証）を交付している。検定の合格者は、本人の住所地もしくは本人が所属する営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、「合格証明書交付申請書」を提出して検定合格証の交付を受けることになるが、検定合格証の記載事項に変更が生じた場合、その書き換え申請は合格証明書交付申請書を提出した公安委員会でしか行うことができない。このため、転勤や転居により検定合格証の記載事項である住所が変更となった場合、都道府県を超えた住所異動を行った者は当該公安委員会を訪問することの負担が大きい。 そこで、合格者の利便性向上のため、全国の都道府県公安委員会において、書き換え申請および書き換えた検定合格証の交付を可能とすべきである。	警備業法第22条、23条